

明石市工事成績評定点説明事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定）第15条の規定による工事成績の評定点に関する説明及び再説明の申出の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(説明の申出)

第2条 評定点の通知を受けた受注者は、書面により工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「工事検査担当課長」という。）（工事検査担当課長を置かない場合にあつては、財務室長。以下同じ。）に評定点についての説明を申し出ることができる。

2 説明の申出は、評定点の通知を受けた日の翌日から起算して5日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、工事成績評定点についての説明申出書（様式第1号）により、工事検査担当課長に対して行うものとする。

3 前項の書面には、説明の申出者（以下「申出者」という。）の住所、氏名、申出の対象となる工事の概要及び説明の申出内容について記載するものとする。

(説明の申出への回答)

第3条 工事検査担当課長は、前条第1項の説明の申出があつた場合は、工事成績評定点についての説明申出への回答書（様式第2号）により、申出があつた日の翌日から2日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

(再説明の申出)

第4条 申出者は、前条の規定による回答について不服がある場合、市長に再説明を申し出ることができる。

2 再説明の申出は、前条の規定による回答を受けた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、工事成績評定点についての再説明申出書（様式第3号）により、市長に対して行うものとする。

3 前項の書面には、再説明の申出者（以下「再申出者」という。）の住所、氏名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(委員会への審議の依頼)

第5条 市長は、前条第1項の再説明の申出があつた場合は、速やかに、明石市工事成績評定委員会設置要綱（平成16年6月25日制定）により設置された明石市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(委員会の審議)

第6条 委員会は、説明申出書、説明申出への回答書、再説明申出書、完成検査時に再申出者から提出された書類及び次条で定める委員会の調査の結果に基づき、再説明申出書に記載のある事項について審議を行う。

2 委員会は、迅速な審議が行われるように努めるものとする。

(委員会の調査)

第7条 委員会は、前条第1項に掲げる当事者から提出された資料について確認、精査等の必要が生じた場合は、現地調査その他の必要な調査を行うことができる。

2 委員会は、必要に応じ、再申出者又は市長に意見を求めることができる。

(意見陳述)

第8条 再申出者及び市長は、委員会の審議の冒頭で意見陳述を行うことができるものとする。

(報告)

第9条 委員会は、再説明の申出に係る審議の終了後、意見書を作成し、再説明の申出があった日から40日(休日を含む。)以内に、市長に報告を行うものとする。

(再説明の申出への回答)

第10条 市長は、委員会の審議の結果を尊重した上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、その結果を工事成績評定点についての再説明申出への回答書(様式第4号)により、再申出者に回答するものとする。この場合において、再申出を認めなかったときにあってはその理由を、再申出を認めたときにあっては市長が講じようとする措置の概要を再申出者に対し明らかにするものとする。

(再説明の申出の却下)

第11条 市長は、申出期間内に行われなかった再説明の申出については、委員会の審議を経ないで却下することができる。

(再説明の申出の処理結果の公表)

第12条 市長は、再申出者に対し、再説明について回答を行ったときは、工事成績評定点についての再説明申出への回答書及び工事成績評定点についての再説明申出書を閲覧により速やかに公表するものとする。

附 則(平成16年6月25日制定)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日制定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日制定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。